

修正版

八尾市第6次総合計画

～八尾新時代しあわせ成長プラン～

(素案)

令和2（2020）年1月17日現在

八尾市

【目次】

<基本構想>

第1章 総合計画策定の目的

第2章 八尾市を取り巻く社会経済環境

第3章 八尾市の将来について

1. 将来都市像
2. まちづくりの目標と取り組み方向
3. まちづくりの推進方策
 - (1) 横断的な視点によるまちづくり
 - (2) 共創と共生の地域づくり
4. 推計人口と想定人口

第4章 総合計画の構成と推進

1. 総合計画の構成
2. 総合計画の推進

<基本計画>

第5章 まちづくりの実践

1. 横断的な視点によるまちづくりの実践
2. 共創と共生の地域づくりの実践
 - (1) 実践の方針
 - (2) 実践の体制

第6章 施策について

1. 施策の体系
2. 施策の見方と取り組み内容

＜基本構想＞

第1章 総合計画策定の目的

総合計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、最上位の計画です。本市では、平成23年度（2011年度）に、『八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」』を策定し、将来都市像「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」の実現に向け、まちづくりを推進してきました。

総合計画の基本部分である基本構想は、地方自治法により昭和44（1969）年から市町村においては策定が義務付けされていましたが、平成23（2011）年に地方分権改革の取り組みの中で地方自治法が改正され、基本構想策定の義務付け規定が廃止されました。

しかしながら、今後も長期的な視点で総合的かつ計画的な市政運営を進めることが、これからの時代においてさらに重要であると考え、平成29（2017）年に八尾市総合計画策定条例を制定しました。一方、平成30（2018）年4月には中核市へ移行し、新たな権限を活かして、より幅広く、きめ細かなサービスの提供を行えるようになり、住民にもっとも近い基礎自治体としての機能を高めてきました。このような中で、多くの人が「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」と思うまちづくりを進めていくため、令和3年度（2021年度）から始まる「八尾市第6次総合計画」の策定に着手し、八尾市総合計画審議会のご意見や市民の様々な声を踏まえながら検討を進めてまいりました。

また、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」において、まちづくりにおける「市民」を「八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。」と定義しています。そのことから、多くの人が「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」と思うまちをつくっていくためには、住んでいる人だけではなく、八尾に関わるすべての「市民」が「しあわせ」を感じられるまちになることが、「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」という想いにつながると考えられます。

そこで、市民が「しあわせ」を感じられるまちになるための方策を総合計画の中で明らかにし、市民と行政の協働のもと様々な取り組みを総合的かつ着実に実施することで、将来都市像の実現に向けて八尾の「成長」につなげていきます。さらにその成長に向けた取り組みが、八尾だけではなく国際社会全体にもつながるという意識をもって進めていきます。

このような考え方のもと、市民と行政がともに進める八尾市の指針として、令和10年度（2028年度）を目標年度とする八尾市第6次総合計画「八尾新時代しあわせ成長プラン」を策定します。

第2章 八尾市を取り巻く社会経済環境

本市を取り巻く社会経済環境は、急速に変化しています。これまでのまちづくりの取り組みを礎とし、**その変化**を受け止めつつ、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」のもと、市民をはじめ、まちづくりの多様な活動主体の参画と協働をさらに広げていくこと、そして深めていくことが必要となっています。

よって、以下の社会経済環境の状況を意識しながら様々な課題に対応します。

「人口減少と少子高齢化の進行」

わが国では、平成20（2008）年に総人口がピークをむかえ、その後は人口減少だけでなく少子高齢化が同時に進行する社会となっています。また、本市の人口においても**平成3（1991）年**まではゆるやかな増加をたどっていましたが、それ以降は人口減少と少子高齢化の傾向にあります。そのため、社会保障をはじめとする行政サービスは拡大方向にある一方、生産年齢人口の減少による地域経済活動の縮小や税収の減少が見込まれます。また、少子化の進行により、地域で子どもたちが家族以外の大人と出会ったり、保護者として地域のまちづくりに参画したりする機会が少なくなり、地域コミュニティの衰退を招きます。人口減少社会にあっても、活気ある八尾のまちが続いていくために、人口増加の時代に作られた多くの制度やまちづくりのしくみ、また公共施設等のあり方を見直すといった、持続可能な行財政運営の推進が求められます。

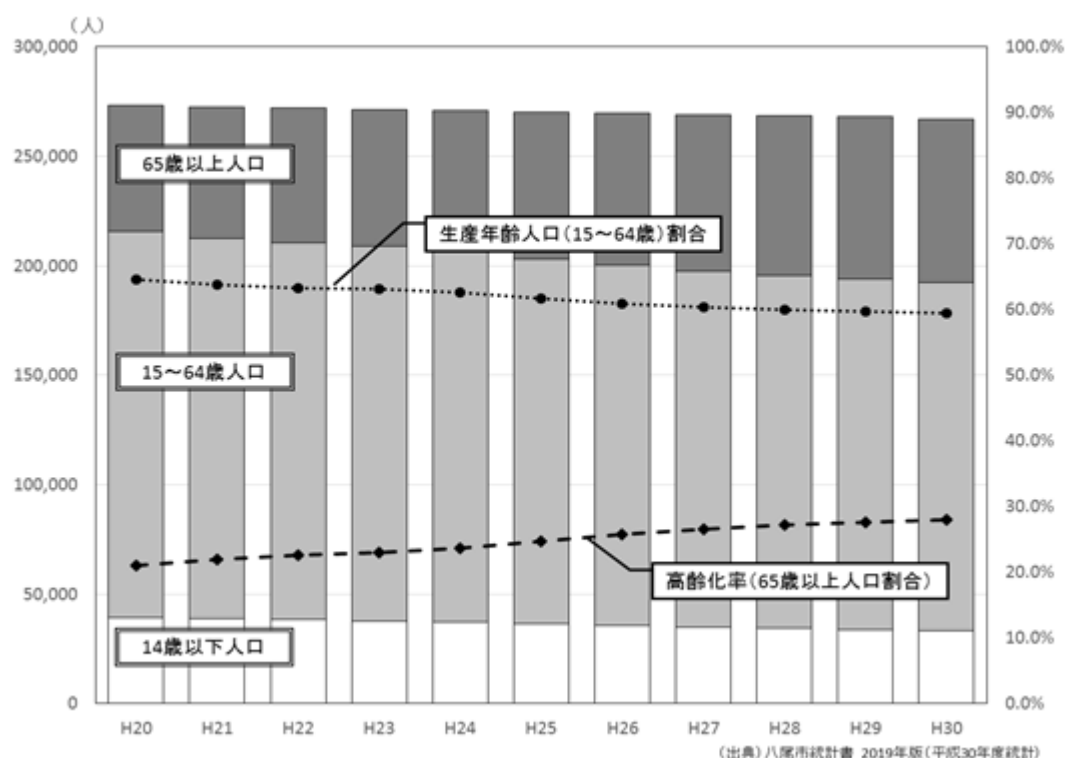


図 1 八尾市の人口推移

「安全安心な暮らしと健康への関心の高まり」

平成 30 年度（2018 年度）に実施した、未来の八尾 1 万人意識調査によると、「安全安心のまちづくり」と「医療・保健体制の整備」が今後のまちづくりに対するニーズの上位を占めており、多くの市民が安全安心なまちで、健康に暮らすことを望んでいます。地震や台風などの災害への備えを高めたい、犯罪のないまちにしたい、安全に通行できる道路であってほしい、感染症のリスクを減らしたい、生活の不安を解消したい、生涯を通じて心と身体の健康を保ちたいなど、安全安心な暮らしと健康へのニーズは非常に多岐にわたります。このような中で、すべての市民が安心して暮らすことができ、また年齢にかかわらず生涯現役で健康に活躍できるまちづくりが求められます。

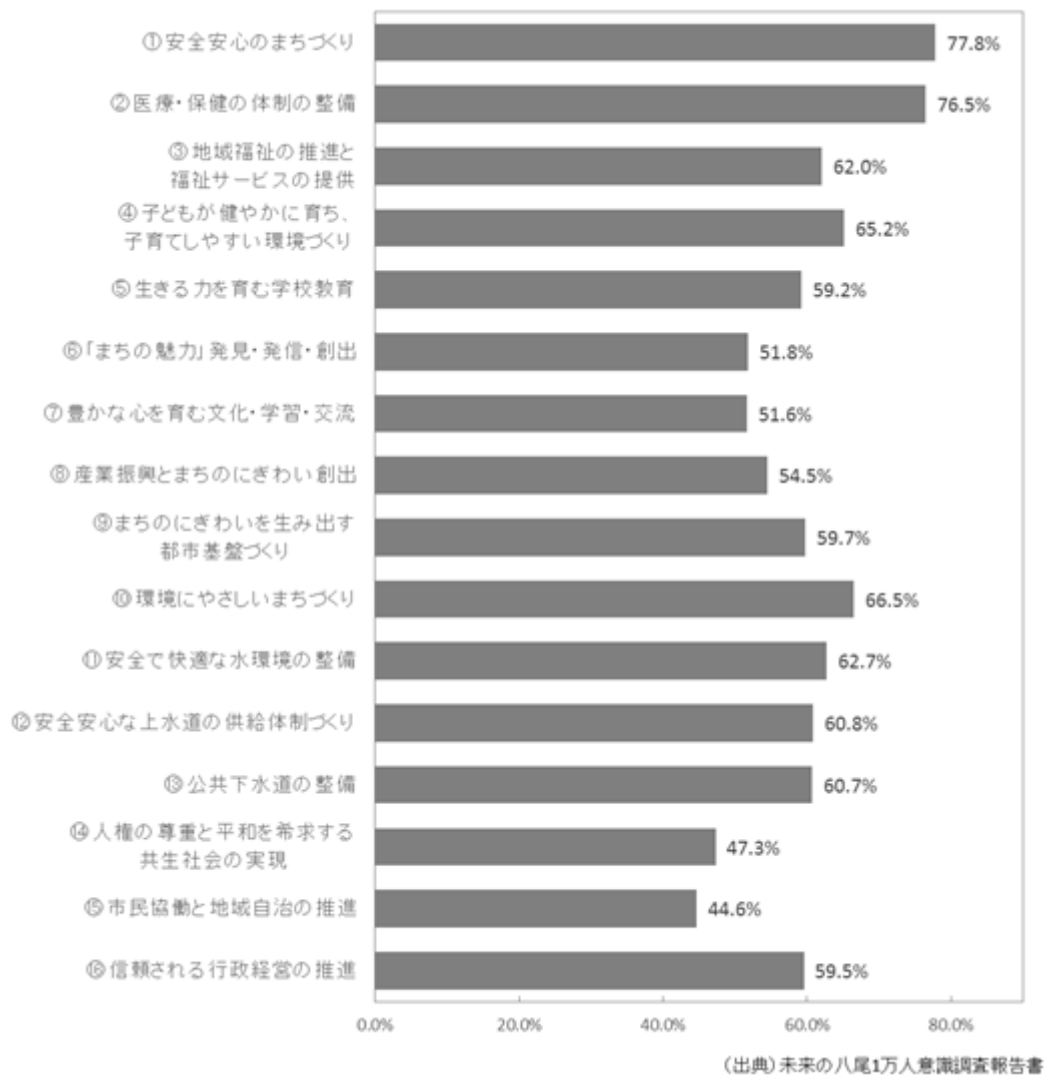


図 2 八尾市のまちづくりのさらなるニーズ

「地域コミュニティの変容」

本市では、地域における市民の「つながり」である地域コミュニティを大切にしながらも、テーマ型の活動や、地域と企業や団体等がそれぞれの持ち味を活かしながまちづくりを進める「暮らしに身近な地域のまちづくり」に取り組んできました。昨今、SNS 等が普及し、実際に会わなくても人と人とのつながりが維持・促進できるようになり、地域コミュニティと直接的なかかわりを持たずに日常生活を送ることができています。また、町会・自治会離れが進み、地域のつながり以上に同じ趣味や目的がある人のつながりが重視されるなど、市民の地域コミュニティに対する価値観の多様化が見られます。さらに、地域のまちづくり活動の担い手が減少傾向にある中で、市民と行政の協働、また市民と市民の協働のあり方や、社会的身分・人種・民族・年齢・性の多様性・障がいの有無など関係なく、誰も取り残されず多様な市民がつながり、互いに尊重しあう豊かな地域コミュニティのあり方が問われており、協働や社会的包摂※を意識した取り組みが求められます。

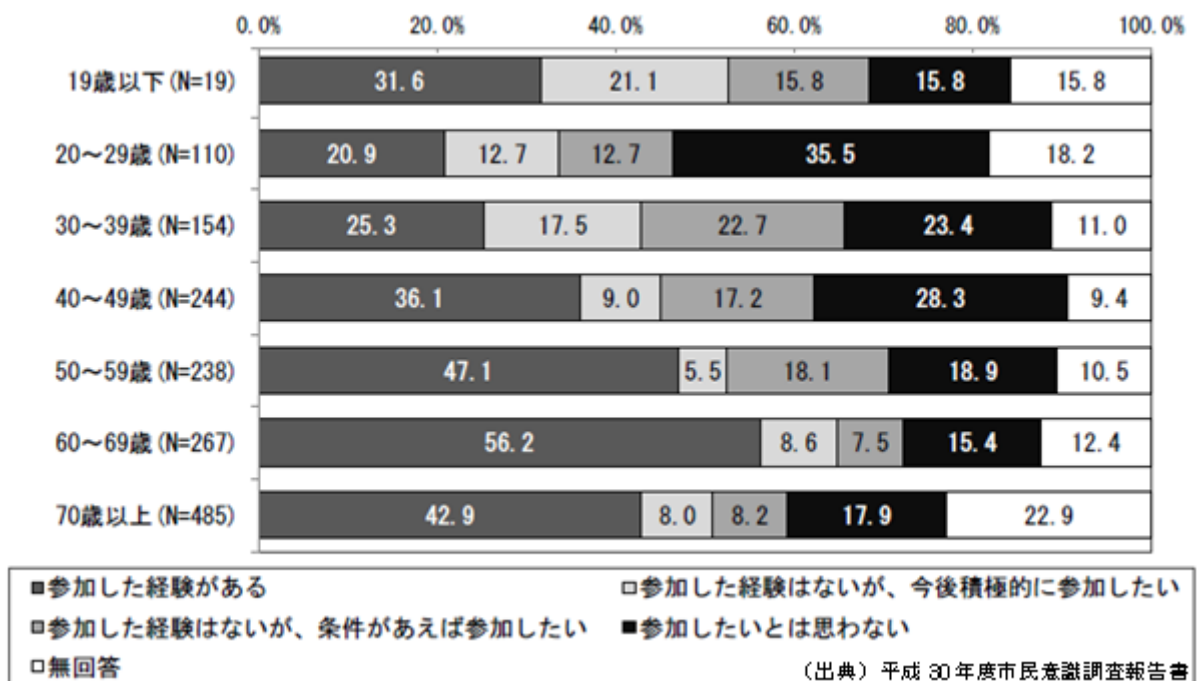


図 3 地域活動や市民活動への参加に対する考え方（年齢別）

第3章 八尾市の将来について

1. 将来都市像

将来都市像は、総合計画の推進により実現をめざす八尾市の姿を表したものです。八尾に関わるすべての市民がしあわせを感じられるまちをめざし、また、社会全体、さらには未来の人々のしあわせにつながることをめざして、本市のあるべき姿を示し、この将来都市像に向かって市民とともにまちづくりを進めていきます。

「つながり、かがやき、しあわせつづく 成長都市 八尾」

（つながり）

八尾では、人と人とのつながりは昔も今も時代を越えて大切にされてきており、「つながり」はまちづくりのキーワードです。市民は地域コミュニティにおいて、お互い声をかけあい支えあいながら共に暮らしています。また、八尾はものづくりのまちとして発展し、高い技術力をもつ多様な企業が活躍しています。さらに豊かな自然や多くの歴史資産に囲まれた、魅力的な地域資源があふれるまちです。これらの八尾の魅力を何物にも代えがたい宝として大切にし、地域住民、学生、企業や団体等あらゆる市民が、温かく思いやりのある心を持って互いに寄り添いつながることができ、共により良いまちを創っていく、そういう八尾でありたいという想いをこめ、「つながり」を八尾市がめざす将来都市像の言葉の一つとします。

（かがやき）

市民がつながりの中で互いに認め合い、人権を尊重することは、多様な市民がいきいきと育ち、学び、働き、活動し、活躍する支えとなります。その支えをもとに、市民一人ひとりが夢と志を持ち、生きがいを感じ、自分らしくかがやくことができる八尾でありたい、そしてかがやく多様な市民が共にまちの新しい時代を創っていく、そういう八尾でありたいという想いをこめ、「かがやき」を八尾市がめざす将来都市像の言葉の一つとします。

（しあわせつづく）

市民のしあわせは多様です。市民一人ひとりがしあわせの多様性を理解し、社会全体のしあわせを考え行動することは、地域住民、学生、企業や団体等あらゆる市民がつながりの中で自分らしくかがやき、心が満たされ、自らのしあわせを感じることにつながります。そのしあわせがつづくことを願い、もしもの時の備えや日々の暮らしの快適さ、健康に暮らせること、暮らしを豊かに彩る活動や将来を良くする活動などに共に取り組みます。社会的身分・

人種・民族・年齢・性の多様性・障がいの有無など関係なく、八尾のまちでしあわせを実感でき、そのしあわせが「つづく」八尾をめざし、市民が自分で「自分らしさ」を選択できる環境づくりを基本に、共に生き、共にまちを創っていくという想いをこめ、「しあわせつづく」を八尾市がめざす将来都市像の言葉の一つとします。

（成長都市 八尾）

市民が「つながる」「かがやく」ことで、市民のしあわせがつづき、さらに八尾に住み続けたい、八尾に関わり続けたい、八尾を支えたいと感じる市民があふれる八尾のまちになります。そして多様な市民が経済・社会・環境の調和を図り、多様な文化を受け入れながら、ながら、まちづくりに取り組んでいきます。それが八尾の新たな価値や魅力につながり、夢や希望そして可能性があふれるまちとして発展し、さらに新たな人や企業などが八尾に集まるという好循環を生み出すことで、八尾のまちが「成長」します。

八尾で生まれ、育ち、学び、働き、生涯を終えるまで住み続けたい、また子どもの時や若いころに八尾で過ごした記憶が懐かしさに満ち、大人になってもいつかは八尾に戻ってきたい、という想いが持てるようなまちに「成長」する、さらに世界のどこにいても八尾に想いを馳せるような、八尾には何かがある、何かができるという希望が持てるまちに「成長」するという想いをこめ、「成長都市 八尾」を八尾市がめざす将来都市像の結びの言葉とします。

2. まちづくりの目標と取り組み方向

将来都市像の実現に向けて、すべての市民に光があたり、誰も取り残さないための取り組みを進めていく必要があります。そこで、市民の日常生活の場面とライフステージという視点から、市民のしあわせが実現するための次の6つのまちづくりの目標と取り組み方向を定めます。また、この取り組み方向を本市の政策と位置づけます。

目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち

次世代を担う子どもが健やかに育ち、社会で活躍することは、八尾の成長につながります。また、保護者や周囲の大人が家庭・学校・地域で子どもや若者の成長と触れ合い、その育ちを地域で見守ることから様々なことを学び、自らの成長にもつながります。

そのために、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちがいきいきと共に学び育ち、地域全体で子どもや若者が見守られているという環境をつくっていきます。

そして、すべての子どもや若者が様々な状況に合わせた切れ目のない支援を受けながら、人の温かさの中で育ち、周囲の大人も互いに成長できているという喜びによりしあわせが感じられる、「未来への育ちを誰もが実感できるまち」をめざします。

目標2 もしもの時への備えがあるまち

安全安心なまちで健康に暮らしたいと多くの市民が願うなか、犯罪や自然災害、事件・事故、病気や失業など様々なリスクがあり、その発生リスクの低下や被害の軽減、また回復に向けた対応力の強化が求められています。

そのために、災害・犯罪や感染症等の市民の生命・健康の危機や経済的困窮、引きこもり、孤立等の生活課題への対応を充実し、医療や福祉サービスを提供し、都市基盤や公共施設の安全性を維持するとともに、行政と市民の協働や国・府・市町村と広域的な連携を図ります。また、地域社会においては防災や健康づくり、介護予防への取り組みなど社会と関わるなかで自立した生活を送り、万一の際に備えて様々な危機を乗り越えることができる環境をつくっていきます。

そして、危機に直面した場合にも共に支えあえる温かい地域コミュニティの中で、いざという時は様々な資源を使いながら困っているすべての人に支援の手が届き、しあわせが感じられる、「もしもの時への備えがあるまち」をめざします。

目標3 世界に魅力が広がるまち

八尾の企業や働く人の技術・活動・社会貢献が注目されると、優秀な人材の確保や企業の誘致等新たな流れを生み出すきっかけとなります。また、八尾の魅力が国内はもとより世界に広がることで、国内外から八尾を訪れてみたい、関わってみたいという個人や企業・団体が増え、市民であることの誇りやまちへの愛着の高まりにつながります。

そのために、高安山をはじめとする豊かな自然環境、由義寺跡等の歴史資産、河内音頭等の伝統文化や工業地、農地、八尾空港等様々な地域資源を活かし、都市景観の維持保全だけでなく、新たな魅力づくりに向けた活用や多様な魅力の戦略的な発信を進め、八尾のイメージを確立し、高めるとともに、地域経済を活性化し、魅力ある都市づくりを推進することで、産業集積の維持発展を図り、八尾に関わりたいという個人や企業・団体をさらに増やし、にぎわいのある環境をつくっていきます。

そして、八尾の魅力が広く知られ、あらゆる人材や企業が活発に活動し、自らが関わっている八尾が活気にあふれ注目される誇らしさによりしあわせが感じられる、「世界に魅力が広がるまち」をめざします。

目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち

住まいが安全で快適であり、また誰もが外出しやすく、働く場所も近いと、「八尾に暮らしたい」と思うきっかけにつながります。また、市民一人ひとりが暮らし、働く等身近な活動の中で環境負荷を軽減しようと取り組むことは、地球環境への貢献にもつながります。

そのために、耐震性が向上した良質な住まいの増加や、誰もが円滑に移動できる交通ネットワークの充実や安全で快適な都市基盤の整備と維持管理、良好な生活環境の確保を行うことにより、八尾に暮らし続けたいという人を増やしていきます。

そして、「暮らしたい」「暮らし続けたい」まち八尾で住み続ける喜びと、市民自らが環境に対し取り組みを行うことで得られる充実感によりしあわせが感じられる、「日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち」をめざします。

目標5 つながりを持ち自分らしさが実現できるまち

誰もが生涯にわたって学び、地域活動や趣味・余暇を楽しみながら豊かな人間性を自ら育むとともに、自ら得た知識や経験を社会に還元することは、周りの人々の知識向上だけでなく、共につながり、しあわせを感じるきっかけとなります。このような人と人とのつながりを創り育てていくためには、その前提として、社会的身分、人種、民族、信条、性の多様性、年齢、障がいの有無などの違いを認め合う必要があります。

そのために、一人一人の人権が尊重され、多様な文化を互いに認め合い、平和を願いながら、地域社会の中で活躍できる環境をつくっていきます。

そして、お互いの人権を大切にし、人と人とのつながりを創り育て「自分らしく」活動することにより、自己実現ができていてという喜びによりしあわせが感じられる、「つながりを持ち自分らしさが実現できるまち」をめざします。

目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち

本市を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民生活の課題は多様化・複雑化しており、加えて厳しい財政状況の下、課題解決に向けた取り組みを行う際にも最少経費で最大効果を発揮できるようにする必要があります。

そのために、効率的で効果的な行財政運営はもちろんのこと、新たな財源確保や国・府・近隣自治体との広域行政の推進、あらゆる担い手によるまちづくりを進めていくことにより、今後のまちの継続的な発展につなげます。

そして、これまでまちづくりに参加したことのない多様な立場の市民もまちづくりに参画し、知恵を出し合い、適切な役割分担のもと公民連携・協働しながら、八尾のまちづくりが持続可能で成長しているという確信によりしあわせが感じられる、「みんなの力でともにつくる持続可能なまち」をめざします。

3. まちづくりの推進方策

将来都市像の実現に向けて、まちづくりの目標に向けた取り組みを進めるうえで、以下の3つの推進方策を定めます。

(1) 横断的な視点によるまちづくり

将来都市像の実現に向けて、市民の日常生活の場面とライフステージという視点で設定した6つのまちづくりの目標における取り組み方向（政策）を、施策を進めていく上での取り組みの考え方として位置付け、1つ1つの施策を推進します。

さらに、施策の推進にあたっては、行政は様々な事業を正確かつ効率的に進めていきますが、市民生活は施策という分け方ではなく総合的に営まれるものであることを念頭に置き、下の図のように1つの施策がめざすまちづくりの目標は1つだけに限らず、他のまちづくりの目標にも関連することから、より横断的な視点で施策を推進するため、施策体系をマトリクス型とします。

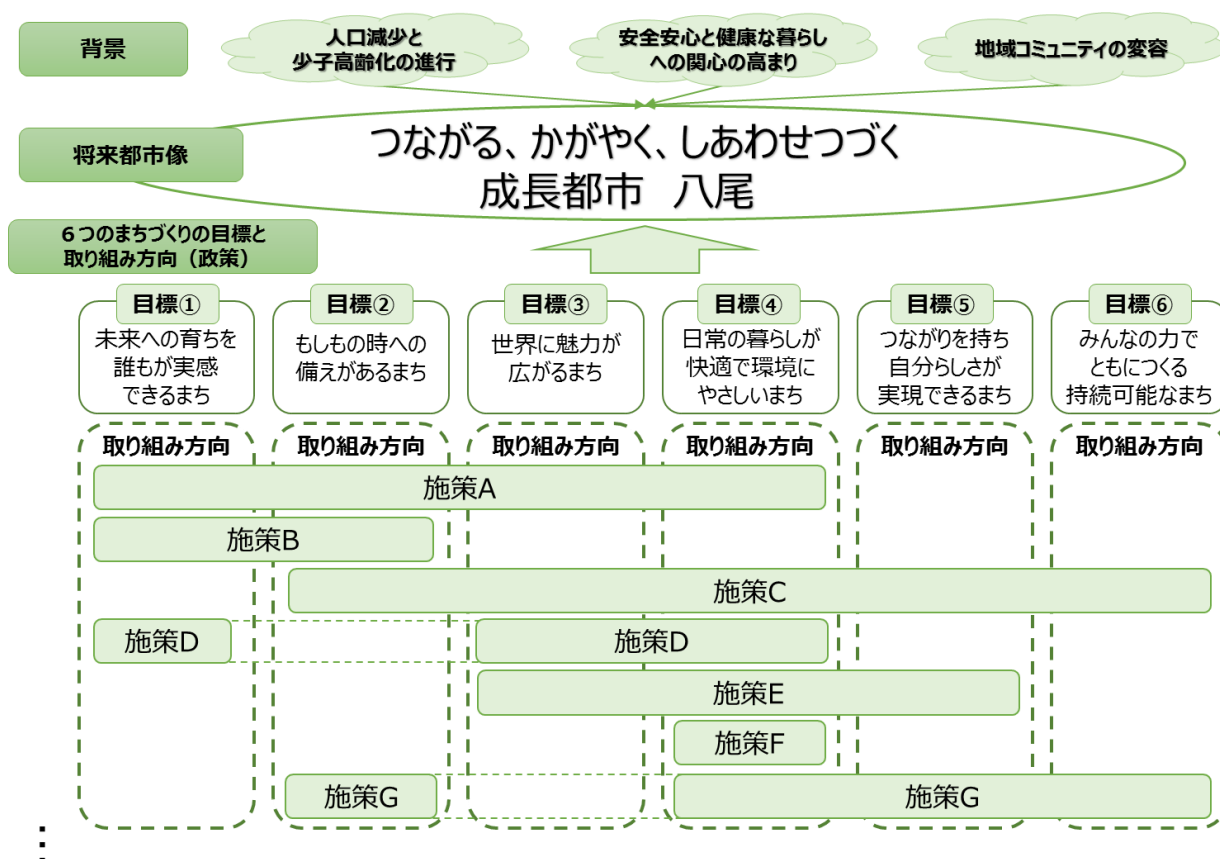


図 4 目標と取り組み方向に基づくまちづくりの推進方策

(2) 共創と共生の地域づくり

地域のまちづくりの主役は一人ひとりの市民です。「市民」には、地域住民、学生、企業や団体等、八尾に関わる様々な主体を含み、地域コミュニティとは、より良いまちを自らの手で共に創り共に生きていこうという想いをもって活動する市民の「つながり」です。

本市では、平成18（2006）年に施行した「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」を基礎として、市民参画と協働のまちづくりを進めてきた「地域経営」の考え方や、それを継承発展させ、より八尾の多様性・多面性を活かした「地域分権」の考え方などに基づき、おおむね小学校区（校区）を地域単位として、地域の課題解決や地域の魅力向上等に向けた地域のまちづくりを進めてきました。

そのような中でも、少子高齢化やライフスタイルの多様化、近隣関係の希薄化等により、地域コミュニティの衰退が進んでおり、その中で様々な地域課題が浮き彫りになってきています。

例えば、防災については、近年多発する自然災害の教訓や今後想定される事態も踏まえ、発災時に自力での避難や災害情報の入手が困難となる災害時要配慮者、通勤者、旅行者などの帰宅困難者、また避難生活や復旧に向けた活動の中で配慮が必要な方等、多様な市民一人ひとりに配慮したきめ細かな防災の取り組みが必要となっています。子育てでは、核家族化、近隣とのつながりの希薄化が、身近に気軽に相談できる人がいないという状況になり、子育てに対する孤立感や疲労感の増大につながっています。高齢者の生活では老々介護や、一人暮らし高齢者の増加による孤立の問題があります。また、年齢にかかわらず、病気や障がいがあっても、安心して暮らせる環境づくりも今後益々必要となっていきます。

今後もさらなる少子高齢化や暮らしを取り巻く環境変化が見込まれる中、暮らしに身近な地域課題はこれからも多様化・複雑化して次々と発生し、加えてまちづくりの基盤となる地域コミュニティのさらなる衰退による影響が想定されます。そのため、社会的包摂^{*}という考え方のもと、これまで培ってきた地域のまちづくりの組織・活動・経験を強みとして発揮することで、誰も取り残されることなく安心して暮らせる「共創と共生の地域づくり」を進めていくことをめざします。これは、国際社会で取り組んでいるSDGsの考え方とも重なります。

地域のまちづくりにあたっては、地域住民、学生、企業や団体等、行政という立場を超えて地域の力を結集し、アイデアを創出、実践していく「共創」の考え方を大切にして取り組みます。そのため、地域課題をはじめ様々な情報を市民と市民、市民と行政が共有し、対話の場を大切にします。また、これまで関わる機会がなかった多様な市民が地域のまちづくりに関わるきっかけを増やすことで、地域コミュニティの輪を広げ、関係人口も含め、関わる層を厚くしていきます。さらに、活動のふりかえりにより、「共創と共生の地域づくり」のより良い実践ができるように地域の力を高めていきます。

4. 推計人口と想定人口

本市の人口は、昭和 30 年代後半から 50 年代前半の高度成長期を経て、伸びは鈍化し、平成 3（1991）年 3 月末の 278,470 人をピークとして、減少に転じています。

近年では、社会動態^{*}については転入者数と転出者数が均衡する傾向にあります。少子高齢化の進展に伴い、平成 20 年度（2008 年度）に出生数が死亡数を下回り、それ以降、自然動態^{*}は減少しています。

本市の近年の人口動態をもとに将来人口を推計すると、令和 10（2028）年には約 24 万 4,000 人程度にまで人口が減少していくと見込まれます。

第 6 次総合計画期間中には、団塊の世代が後期高齢者になる時期が到来し、今後も自然減（死亡数＞出生数）が続くことは不可避である中^{*}でも、第 2 章 八尾市を取り巻く社会経済環境を見据えながら、将来都市像の実現をめざして、乳幼児から高齢者まですべての市民が生涯にわたりしあわせを感じ、安心して八尾に住み続けられるようなまちづくりを、市民とともに進めていくことにより、社会増（転入者数＞転出者数）になるようにします。

八尾に住みたい、住み続けたい、と感じるための子育てや教育環境、就業の機会や交通、住宅環境、さらには自然や歴史文化に関する取り組み等に加え、定住や観光とは違う多様な形で八尾に関わる「関係人口」の考え方も踏まえ、八尾に興味や愛着を持って関わる人々を増やし、定住につなげる取り組みを、市民とともに市全体で進め、転入者が転出者を上回るまちにしていきます。

さらに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」や「大阪府人口ビジョン」の趣旨を勘案し、若者世代とりわけ子育てファミリー世代を中心とした世代の定住を図るという視点を持ち、取り組みを進めます。

これらの考え方を踏まえ、令和 10（2028）年の人口として約 25 万 4000 人と想定します。

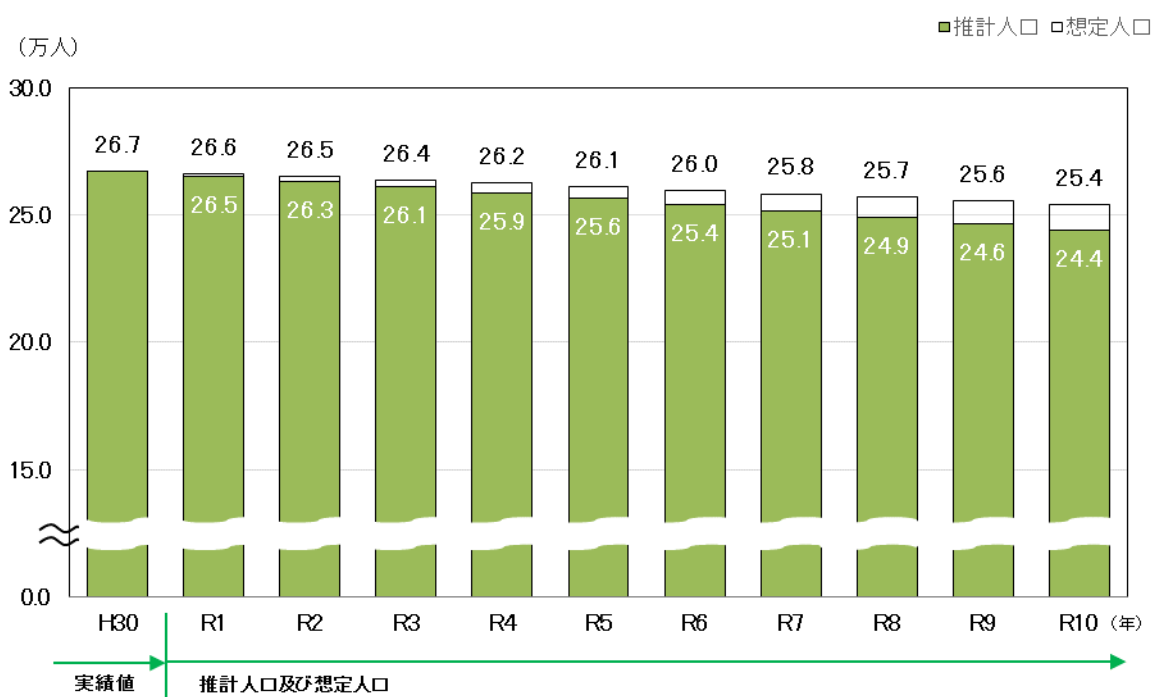


図 5 推計人口と想定人口

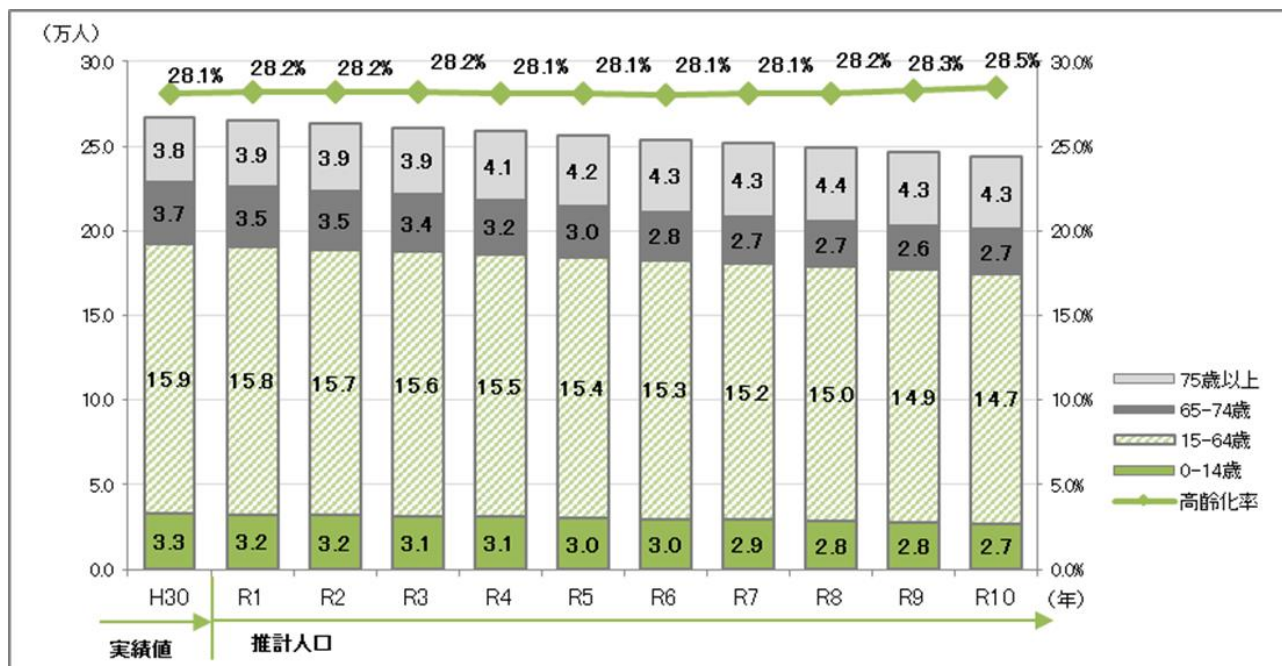


図 6 推計人口（年齢 4 区分）と高齢化率

【参考】人口推計について

平成 30(2018)年 9 月末現在の八尾市住民基本台帳による男女別・年齢別人口を基準人口とし、コーホート要因法を用いて、令和元年度(2019 年度)に推計を行ったものです。「推計人口」は本市の近年の人口動態の状況をもとに将来人口を推計したものであり、「想定人口」は本市の近年の社会動態のうち、20 代及び 30 代の社会動態がゼロと仮定し、かつ合計特殊出生率が令和 12(2030)年で 1.8 と仮定したものです。

第4章 総合計画の構成と推進

1. 総合計画の構成

本計画は、八尾市総合計画策定条例に基づく総合計画であり、八尾市第6次総合計画として、名称を「八尾新時代しあわせ成長プラン」とし、「基本構想」「基本計画」と、これに基づく「実施計画」とともに3層で構成します。

「基本構想」と「基本計画」は策定にあたって市議会の議決を経て策定します。

「基本構想」

令和3年度（2021年度）から10年度（2028年度）までの8年間の八尾市の将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの目標などを示します。また、第5次総合計画では期間を10年間としていましたが、時代の変化に迅速に対応するため、本計画では基本構想の期間を8年間とします。

「基本計画」

基本構想期間の8年間の前期・後期の各4年間に分け、基本構想実現に向けた取り組み方針や内容を示します。まず、「横断的な視点によるまちづくり」において施策の取り組み方針や見方、施策の体系とその取り組み内容を示します。また、「共創と共生の地域づくり」において地域コミュニティのまちづくりを本市で進めていくにあたっての方針とその内容を示します。

「実施計画」

「基本計画」に基づき実施する具体的事業については、「実施計画」を策定し実施します。

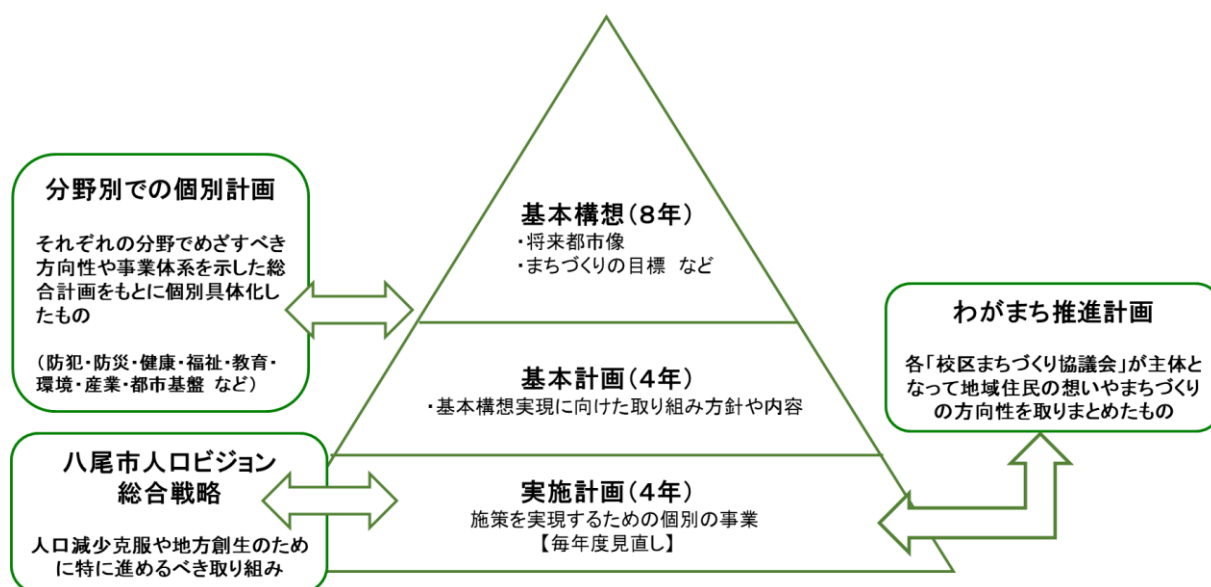


図 7 総合計画の構成

2. 総合計画の推進

基本構想は、本市の総合的なめざす姿を表現したもので、行政の各分野においても、その理念に沿って計画を定めます。

基本計画は、時代の変化に対応するために、前期基本計画（令和3年度（2021年度）～令和6年度（2024年度））と後期基本計画（令和7年度（2025年度）～令和10年度（2028年度））に区分し、施策を推進します。

また、基本計画については施策の基本方針に沿って取り組みができたかを経年実績を積み重ねて評価し、横断的な施策展開を図ることができたかどうかをまちづくりの目標の視点でも評価することとします。なお、後期基本計画は、社会経済情勢の変化等に伴う新たな課題や前期基本計画の評価（基本方針に基づく取り組みの成果と課題等）などを踏まえ、令和6年度（2024年度）中に策定します。

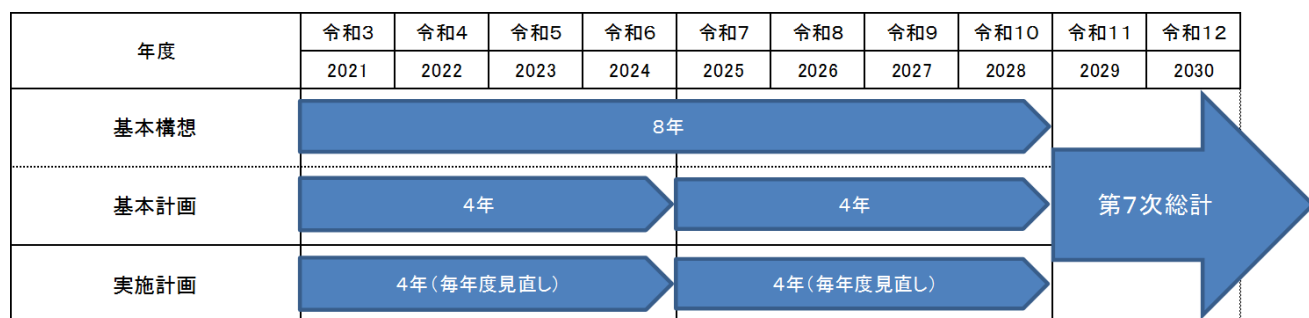


図 8 総合計画の期間

<基本計画>

第5章 まちづくりの実践

1. 横断的な視点によるまちづくりの実践

① 横断的な対応の推進

将来都市像を実現するためには、施策に基づく取り組みを着実に実施するとともに、横断的な相乗効果を発揮することが必要です。そのためには、まちづくりの目標ごとに定めた取り組み方向を視点とした取り組みの立案を行えるよう、施策間の連携をより一層推進します。

② 多様な主体との連携・協力

社会経済環境の急速な変化により課題が多様化・複雑化していく中で、市民や地域、企業、NPO等の多様な主体と、問題意識やビジョンを共有し、それぞれの強みを持ち寄り、より効果的な連携・協力を、スピード感を持って進めます。

③ PDCAマネジメントサイクルの着実な実行

将来都市像の実現に向けて、関係機関も含めた多様な主体と、分野横断的な連携・協力のもと、その時々以最善と思われる取り組みを実行し、その効果を検証した上で、改善していく試行錯誤の積み重ねが必要です。取り組みの進行管理とともにふりかえりを行い、評価作業を通じて取り組みの改善につなげていくPDCAマネジメントサイクルを着実に実行します。また、各施策が、まちづくりの目標ごとに定めた取り組み方向を取り組みの考え方として実施できたかをふりかえります。

④ 経済・社会・環境の調和のとれた施策の立案

人口減少と少子高齢化が進むことにより、地域社会や地域経済において様々な課題が生じることが想定されます。また、地球社会の一員として地球環境への配慮にも取り組むことが必要です。

将来都市像の実現に向け、すべての市民に光があたり、誰も取り残さないための取り組みを進めるにあたっては、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の開発目標であり、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指すSDGs^{*}の理念と重なることから、その考え方も踏まえ施策を立案します。経済・社会・環境の調和を図りながら、課題に対してより効果的な取り組みを検討することで、SDGs目標の達成に貢献できると考えます。

2. 共創と共生の地域づくりの実践

共創と共生の地域づくりの推進にあたっては、以下の方針を大切にして、取り組みを進めていきます。

(1) 実践の方針

本市の地域コミュニティにおいては、校区まちづくり協議会をはじめとして、地区福祉委員会や自治振興委員会（町会・自治会）などの地域組織があり、地域課題の解決に寄与する様々な活動が行われています。その活動内容については、地域に関わる多様な主体が参加する議論や対話の場を活用し、状況に応じて、力を入れる活動を組み立て直し続けていくことが重要です。また、地域によって課題も様々であり、すべての課題を一度に解決できない中で、これからの地域のまちづくりにおいては、地域特性等を踏まえ、地域として「どの課題に着目するのか」を決めることも重要です。

そこで、課題の設定にあたっては、「どういう地域でありたいのか」という住民ニーズを広く把握し、それを踏まえて、優先して対応する課題を選択することが必要となります。そのため、校区まちづくり協議会は校区内の各組織のネットワーク機能を発揮して、地域住民の意見を集約した「わがまち推進計画」を地域のまちづくりの活動指針として策定し、地域が力をあわせて取り組むべき課題、目標、実現のための取り組みを示します。そして、地域住民が望む目標が実現するよう、以下の方針により取り組みを進めていきます。

① 対話するための開かれた場を大切にする

(地域課題の共有・アイデア創出)

地域の課題は多様で複雑であり、一人の考えでは解決できるものではありません。本市では、地域の課題解決や魅力向上に向けて、地域住民等が協力してアイデアを創出・実践する場として、すべての校区において校区まちづくり協議会が設立され、活動しています。校区まちづくり協議会を、地域住民はもとより学生、企業や団体等、誰でも参加できる開かれた場とし、課題や目標の共有や解決アイデアを創出するための対話を行うことを大切にします。

② あらゆる主体が連携して活動し課題を解決する

(アイデア創出・活動実践)

地域の課題解決に向けては、様々な知識やアイデアなどを持つ地域住民、解決スキルを有する個人、企業や団体等あらゆる主体が連携して活動することが不可欠です。課題の内容に応じて、校区内外で連携し、得意な人や経験のある人に関わってもらうことが有効です。また、大勢の協力が必要であれば、そのことを周知し、できることをできる時に参加してもらえるよう、協力を求めていくことが必要です。

そのため、開かれた対話の場を設けたり、地域課題の内容や、求めるアイデアやスキルの情報を SNS など発信すること等により、これまで関わる機会がなかった多様な立場の地域住民、学生、企業や団体等が地域のまちづくりに関わるきっかけをつくり、地域のまちづくりに関わる層を厚くしていくことを大切にします。

③ 活動の効果を検証する (ふりかえり)

複雑・多様化している地域課題の解決は一朝一夕にできるものではありません。アイデアの実践を通じて、経験と反省を積み重ね、様々な活動による総合的な「効果の検証」（ふりかえり）をしっかりと行い、その内容を、次の活動に向けての「アイデア創出」に活かしていく必要があります。

そのため、地域の活動全体を見渡して、ふりかえりを行うことを大切に、次の活動実践につなげます。

(2) 実践の体制

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例において、校区まちづくり協議会は「議論の場又は対話の場に出された地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織」であり、また「暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画を策定する。」という規定がされています。

これに基づき、共創と共生の地域づくりに向けて、「わがまち推進計画」の策定主体である「校区まちづくり協議会」が中心となって対話の場を設けます。市民と行政が対話の場を活用して、「課題共有」→「アイデア創出」→「活動実践」→「ふりかえり」という流れで、役割分担、連携・協力しながら、地域の課題解決や魅力創出の取り組みを進めます。そのために、校区まちづくり協議会は行政とともに、校区内の様々な人材・施設・団体とのネットワークを活かしながら、より多くの市民が対話の場へ参加できるよう促します。

行政は、地域の課題解決や魅力創出に向けた取り組み実施や、市民主体の活動に協力するとともに、地域の課題解決や魅力向上を促進するため、地域課題の現状把握・要因分析や地域課題の解決に向けたコーディネートを行い、地域のまちづくり力（地域力）の向上支援（担い手の拡大、地域団体の組織力の向上支援）を行います。

中間支援組織は、校区に限らず市内各地域や市外とのネットワークを活用して、外部人材等の紹介や課題解決のヒントとなる情報提供等を行います。

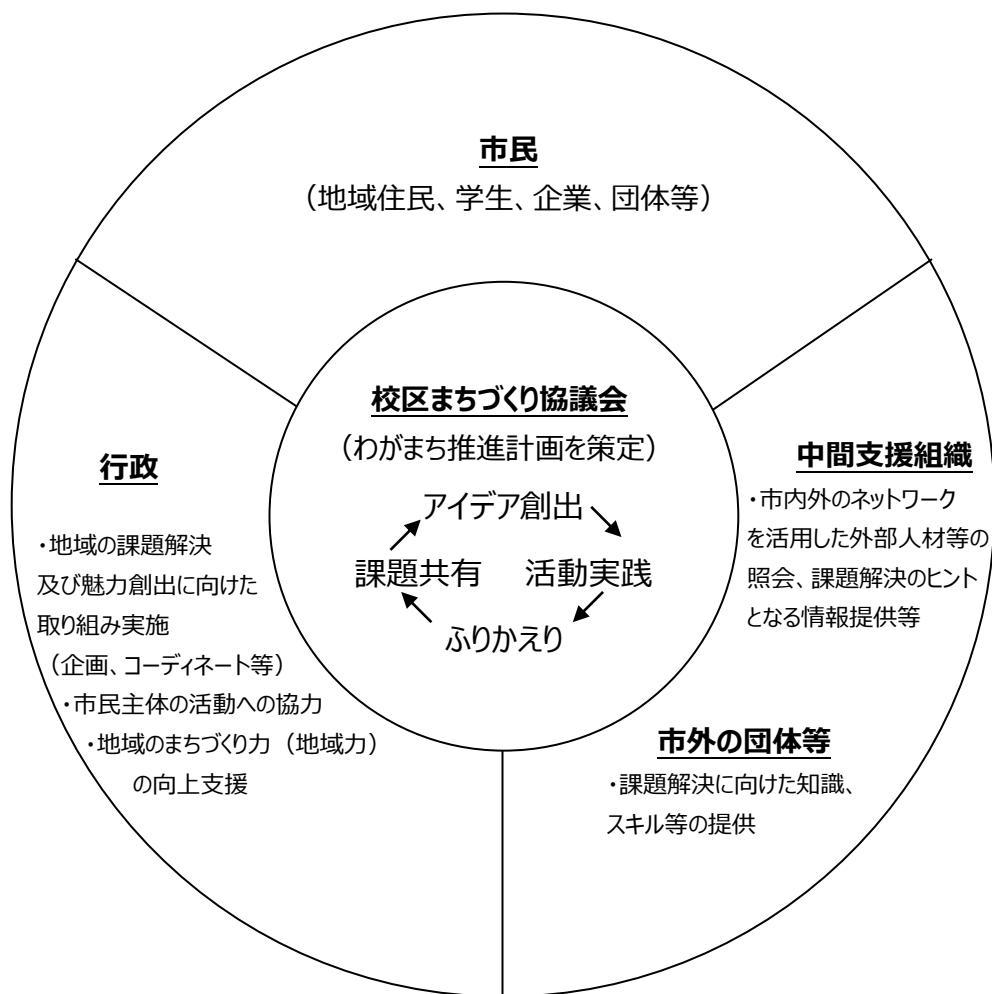


図 9 共創と共生の地域づくり（イメージ）